

きょうどうせいかつえんじょじぎょう ほ　　む　　ず じゅうようじこうせつめいしょ
共 同 生 活 援 助 事 業 きずなホームズ 重 要 事 項 説 明 書

1. 事業所経営法人の概要

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん ふくずみかい 社会福祉法人 福角会
ほうじんじょさいち 法人所在地	えひめけんまつやましふくすみちようこう ほんち 愛媛県松山市福角 町 甲 1 8 2 9 番地
でんわばんごう 電 話 番 号	0 8 9 - 9 7 8 - 5 8 5 5
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちよう やまさき たかし 理事長 山崎 隆

2. 事業所の概要

めい しょう 名 称	きずな ほ　　む　　ず きずなホームズ
しせつじょさいち 施設所在地	えひめけんまつやましこんげんちようこう ほんち 愛媛県松山市権現 町 甲 1 4 1 番地
しでいねんがっぴ 指定年月日	へいせい ねん がっ ひ 平成 2 4 年 4 月 1 日
じぎょうしよばんごう 事業所番号	3 8 2 0 1 0 2 2 8 7
じぎょう もくてき 事業の目的 と運営方針	きょうどうせいかつえんじょじぎょう ぐ　　る　　ー　　ぶ ほ　　ー　　む ちてきしょう ひと ちいき 共同生活援助事業（グループホーム）は、知的障がいのある人たちが、地域 でふつうの暮らしができることを目的とし、その人らしい自立した生活を送り、 しあわ じんせい まつと ほうこうづ きよてん うんえい 幸 せな人生を 全 うできるよう方向付けていく拠点として運営します。 ぐ　　る　　ー　　ぶ ほ　　ー　　む じゅうぎょうしゃ りようしゃ い し およ じんかく さんちよう つね りようしゃ グループホームの 従 業 者 は、利用者の意思及び人格を 尊 重 し、常に利用者 の立場に立って支援を行います。グループホームにおける支援の実施にあたっ ては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の施設及び事業所、地域の ほけん いりよう ふくし ー び す れんけい はか そうごうてき しえん つと 保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的な支援に努めます。
しせつ しゅるい 施設の種類	きょうどうせいかつえんじょじぎょう かい ご ー び す ほうかつがた 共 同 生 活 援 助 事 業 （ 介 護 サ ー ビ ス 包 括 型 ）
しゅ たいしょうしゃ 主たる対象者	ちてきしょう しや 知的 障 が い 者
てい いん 定 員	めい 2 6 名
かんりしやしめい 管理者氏名	にしやま ゆういち 西山 裕一
さーびすかんりせきにんしゃ サービス管理責任者	いましゆくま り え 今 宿 麻 利 恵
でんわばんごう 電 話 番 号	0 8 9 - 9 7 9 - 4 5 6 6
ファックスばんごう FAX番号	0 8 9 - 9 7 9 - 3 4 1 2
め　　ー　　る メ　　ー　　ル	matufuku@poem.ocn.ne.jp
やかんしえん 夜間支援 体 制	じかんたいせい 2 4 時間体制 いっぱんでんわ 0 8 9 - 9 7 9 - 4 5 6 6 一般電話 けいたいでんわ 0 9 0 - 8 2 8 2 - 6 4 2 4 携帯電話
いりょうれんけい 医療連携 体 制	けいたいでんわ 0 9 0 - 3 7 8 8 - 0 2 6 8 携帯電話
だいもんしやうかうじっしじようきう 第三者評価実施状況	じっしじようきよう あり 実施 状 況 ； 有 じっしねんがっぴ れい わ ねん がっ にち にち 実施年月日 ； 令和 4 年 1 1 月 1 7 日 ・ 1 8 日 ひようかき かん えひめけんしゃかいふくしきよう ぎ かい 評価機関 ； 愛媛県社会福祉協議会 けっ か かい じ しゃかいふくしほうじんふくずみかい 結果の開示 ； 社会福祉法人福角会ホームページ (https://www.hukuzumikai.com) えひめけん ほ　　ー　　む ペ　　ー じ 愛媛県ホームページ わ む ね っ と ほ　　ー　　む ペ　　ー じ W A M N E T ホームページ

3. ホームの建物構造と設備等の概要

①つばみホーム（ B棟 ・ C棟 ）

所在地	松山市福角 町 甲 1 5 7 6 - 1				
建物構造	鉄骨造 2階建				
つばみホーム（B棟 101号）			つばみホーム（C棟 102号）		
TEL	(089) 978-7214		TEL	(089) 978-7217	
ホームの設備	室数	面積 (㎡)	ホームの設備	室数	面積 (㎡)
LDK	1	26.2	D K	1	9.9
洋 室	1	9.9	洋室 (1)	1	10.4
和 室	1	9.9	洋室 (2)	1	9.7
ホームの設備	室数	ホームの設備	室数	ホームの設備	室数
トイレ	1	洗面室	1	洗面室	1
浴室	1	バルコニー	1	バルコニー	1

②きぼうホーム（ C棟 ・ D棟 ）

所在地	松山市勝岡 町 2 6 - 6 （C棟）			松山市勝岡 町 2 6 - 7 （D棟）			
建物構造	鉄骨造 2階建						
きぼうホーム（C棟 201号）				きぼうホーム（D棟 201号）			
TEL	（089）978-1041			TEL	（089）978-2077		
ホームの設備	室数	面積（㎡）		ホームの設備	室数	面積（㎡）	
D K	1	10.2		D K	1	10.2	
洋室（1）	1	10.2		洋室（1）	1	10.2	
洋室（2）	1	10.2		洋室（2）	1	10.2	
和 室	1	10.2		和 室	1	10.2	
ホームの設備	室数	ホームの設備	室数	ホームの設備	室数	ホームの設備	室数
トイレ	1	洗面室	1	トイレ	1	洗面室	1
浴 室	1	バルコニー	1	浴 室	1	バルコニー	1

③まりもホーム

所在地	松山市福角 町 甲 1 3 1 2 - 1				
建物構造	鉄骨造 2階建				
TEL	(089) 979-0800				
ホームの設備	室数	面積 (㎡)	ホームの設備	室数	面積 (㎡)
D K	1	18.0	1階和室 (1)	1	10.8
1階和室 (2)	1	10.8	2階洋室 (1)	1	10.8
2階洋室 (2)	1	10.8	2階洋室 (3)	1	10.8
2階洋室 (4)	1	10.8			
ホームの設備	室数	ホームの設備	室数	ホームの設備	室数
トイレ	2	洗面脱衣室	1	洗濯室	1

④みかんホーム（ 601号 ・ 705号 ）

所在地	松山市萱 町 6 - 1 4 0 - 2				
-----	----------------------	--	--	--	--

たてものこうぞう 建物構造	てっせんこんくりーとつくり かいだて 鉄筋コンクリート造7階建						
みかんホーム (601号)				みかんホーム (705号)			
TEL	(089) 924-0025			TEL	(089) 924-0026		
ホームの設備	室数	めんせき (m ²)		ホームの設備	室数	めんせき (m ²)	
ダイニングキッチン D K	1	13.2		ダイニングキッチン D K	1	13.2	
洋室 (1)	1	9.9		和室 (1)	1	9.9	
洋室 (2)	1	9.9		和室 (2)	1	9.9	
ホームの設備	室数	ホームの設備	室数	ホームの設備	室数	ホームの設備	室数
トイレ	1	せんめんしつ 洗面室	1	トイレ	1	せんめんしつ 洗面室	1
浴室	1	ばるこにー バルコニー	1	浴室	1	ばるこにー バルコニー	1

⑤すばるホーム (205号・302号)

所在地	まつやましくまのだい 松山市久万ノ台1195-5						
建物構造	てっせんこんくりーとつくり かいだて 鉄筋コンクリート造7階建						
すばるホーム (205号)				すばるホーム (302号)			
TEL	(089) 925-3787			TEL	(089) 925-3788		
ホームの設備	室数	めんせき (m ²)		ホームの設備	室数	めんせき (m ²)	
ダイニングキッチン D K	1	13.6		ダイニングキッチン D K	1	13.6	
洋室 (1)	1	9.7		洋室 (1)	1	9.7	
洋室 (2)	1	9.7		洋室 (2)	1	9.7	
ホームの設備	室数	ホームの設備	室数	ホームの設備	室数	ホームの設備	室数
トイレ	1	せんめんしつ 洗面室	1	トイレ	1	せんめんしつ 洗面室	1
浴室	1	ばるこにー バルコニー	1	浴室	1	ばるこにー バルコニー	1

⑥れもんホーム (502号・503号)

所在地	まつやましろうげんやちよう 松山市六軒家町3-39						
建物構造	てっせんこんくりーとつくり かいだて 鉄筋コンクリート造6階建						
れもんホーム (502号)				れもんホーム (503号)			
TEL				TEL			
ホームの設備	室数	めんせき (m ²)		ホームの設備	室数	めんせき (m ²)	
ダイニングキッチン D K	1	12.6		ダイニングキッチン D K	1	12.6	
洋室 (1)	1	9.7		洋室 (1)	1	9.7	
和室 (2)	1	9.7		和室 (2)	1	9.7	
ホームの設備	室数	ホームの設備	室数	ホームの設備	室数	ホームの設備	室数
トイレ	1	せんめんしつ 洗面室	1	トイレ	1	せんめんしつ 洗面室	1
浴室	1	ばるこにー バルコニー	1	浴室	1	ばるこにー バルコニー	1

4. 従業員の配置状況
 ≪従業員の配置状況≫

- 一 管理者 1名（常勤1名）
- 二 サービス管理責任者 1名以上（うち1名以上は常勤）
- 三 生活支援員 3名以上
- 四 世話人 4名以上

5. 主な職種の勤務体制

職種	主な勤務体制			
管理者	8：30～17：30			
サービス管理責任者	8：30～17：30/6：00～15：00/7：30～16：30/ 11：00～20：00/10：00～19：00			
支援員	8：30～17：30/6：00～15：00/7：30～16：30/ 11：00～20：00/10：00～19：00			
世話人	朝	6：00～8：30	夜	17：30～20：00
	朝	6：30～9：00	夜	17：00～20：00
	朝	7：00～9：30	夜	16：30～20：00
	朝	6：30～9：00	夜	17：30～20：30

6. 提供するサービスの概要と利用料金

《提供するサービスについて》

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 訓練等給付費等から給付されるサービス
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス〔(1)以外のサービス〕

訓練等給付費対象サービス

項目	提供するサービスの内容と利用者をお願いすること
居室	①あなたの部屋には、あなたの好きなものを入れて下さい。 ②部屋にあるものが壊れたら、世話人に言って下さい。 ③お金などだいじなものは、大切に保管してください。世話人に預かってほしい人は、世話人に言ってください ④あなたの部屋は、自分で掃除してください。掃除機などの使いかたがわからなかったら、世話人に聞いてください。 ⑤世話人やほかの人は、あなたにだまって、あなたの部屋に入りません。
ホームの仲間	①ホームでいっしょに生活している人と、仲良くして下さい。 ②もし、いっしょに生活している人から、あなたが嫌なことをされたら、世話人に話して下さい。 ③世話人がいないときに、いっしょに生活している人がケガをしたり、病気になったら松山福祉園または緊急時携帯電話へ電話して下さい。
食事	① 食事は、主に「松山福祉園配食サービス班」の配食サービスを利用します。 ② 朝食は、7時30分ごろ食べられるようにします。

	③ 夕食は、18時30分ごろ食べられるようにします。 ④ときどき、外へ食事に出かけることがあります。
入浴	①お風呂は、毎日、自由に入ることができます。 ②せっけんやシャンプーは、あなたの好きなものを使って下さい。 ③からだや頭を洗うのを助けてほしいときは、世話人に言って下さい。
洗面・整容	①洗面所ではみがきや顔を洗ってください。また、ひげそりや整髪も行ってください。 ②自分でできない人は、世話人が手伝います。必要に応じて支援、確認を行います。
衣服などと洗濯	①あなたが着るもののことで、困っていたら世話人に言って下さい。 ②あなたの着ているものは、汚れてたら洗濯して下さい。 ③洗濯機の使い方がわからなかったら、世話人に言って下さい。 ④自分で洗濯できない人は、世話人が手伝います。 ⑤シーツやパジャマ、ねまきは、ときどき洗濯しましょう。
ふとん	①ふとんは、天気の良い日にときどき干すようにしましょう。 ②暑くなったり、寒くなったりしたら、ふとんを取り替えましょう。
就寝	①夜更かしをすることなく、次の日に支障のない時間には、寝るようにしましょう。 ②寝ているとき、からだの調子がおかしくなったら、松山福祉園または緊急時携帯電話へ電話して下さい。
健康管理	①常時、従業者により疾病予防、健康管理に努めます。 ②薬を飲んでいる人は、決められた時間に、決められただけ、飲むようにして下さい。 ③利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等については配慮します。(付き添い料が掛かる場合があります) ④バックアップ施設(障害者支援施設松山福祉園)の看護師との連携を図り、健康管理に努めます。 ⑤「重度化した場合における対応に関する指針」については、別紙参照
自由時間の過ごし方	①晩ごはんのあとや作業・仕事が終わる日は、あなたの好きなことをして下さい。 ②地域のお祭りや運動会などがあれば、あなたにお知らせします。 ② 地域の行事などの参加のしかたもお知らせします。
外出	①あなたがひとりで出かけることができれば、松山福祉園に行き先を言って出かけて下さい。帰った時も松山福祉園に連絡下さい。また、ホームへ帰るのが遅くなる時は、松山福祉園へ電話して下さい。 ②夜の外出は事故の原因にもなりますので、控えましょう。 ③あなたが外へ出かけてとき、困ったことが起きたら、すぐに松山福祉園へ電話して下さい。
嗜好品など	①新聞・雑誌・本は、あなたが好きなものを自分のお金で買って下さい。 ②酒やビールは、いっしょに生活している人が困らないように、たくさん

	飲まないようにしましょう。また、自分のお金で買って下さい。 ③タバコは火事になるといけないので、世話人が決めたところで吸うようにしましょう。
きんせんかんり 金銭管理	①あなたが、自分でお金をしまっておくことが心配だったら、世話人や生活支援員・サービス管理責任者に言って下さい。あなたに代わって大事に持っておきます。お金がいるときになったら言って下さい。 ②ホームへ払うお金は、決められた日までに払って下さい。 ③あなたが自分のものを買ったときは、自分のお金で払ってください。 ④あなたの持っているお金より、高いものを買わないようにしましょう。借りたお金は返さなければなりません。 ⑤自分がどれぐらいお金を使って、どれぐらい残っているかわかるように、「小遣い帳」を書くようにするとよいと思います。世話人、生活支援員がお手伝いします。 ⑥お金が足りなくなったり、ホームへ支払うお金がなくなったりしたときは、一人で悩まず、世話人、生活支援員、サービス管理責任者に言って下さい。
にっちゅうかつどう 日中活動など	①寝坊して遅刻したり、からだの調子が悪くて事業所や会社を休むときは、あなたが自分で事業所や会社に連絡して下さい。 ②自分で連絡することができなかつたら、世話人に言って下さい。 ③事業所や会社で、嫌なことがあったら世話人に話して下さい。
てがみ でんわ 手紙や電話	①あなたに来た手紙は、そのままあなたに渡します。 ②あなたにかかってきた電話は、あなたが困ることになる電話（高い買い物、物の誘いなど）でなければ、あなたに取り次ぎます。 ③ホームの電話は、あなたが自由に使って下さい。 ④あなたに会いに来た人は、あなたが会いたいと言えば会ってもらいます。
せんきょ やくしょ 選挙・役所などの てつづ 手続き	①選挙のことで、役所からきたお知らせはあなたに渡します。 ②あなたが、自分で選挙に出かけることができれば、行って下さい。 ③選挙に行きたいけれども、自分で行くことができない人は、世話人に言って下さい。できるかぎりのことをします。 ④役所や銀行などに自分で行くことができない人は、世話人に言って下さい。 ⑤あなたが、役所に出す書類を書くことが出来なかつたら、世話人、生活支援員、サービス管理責任者がお手伝いします。
かじ じしん 火事・地震など	①ホームにいるとき、火事や地震が起きたら、あわてないで世話人が言うとおりにして下さい。 ②火事の場合は、煙を吸わないようにからだを低くして、早くホームの外へ逃げて下さい。 ③地震の場合は、ふとんをかぶったり、机の下へもぐったりして、地震が終わるのを待ちます。地震が終わってからホームの外へ出ます。

	④外に出かけているときに地震にであつたら、まわりの人にカードを見せて、助けてもらって下さい。そのあとで松山福祉園へ連絡して下さい。 ⑤ホームでは、役所や地域の消防署などの決まりにしたがって、火事や地震が起きたときにどうするかを決めています。 ⑥ホームでは、近所の人たちにも火事や地震が起きたとき、助けてもらようをお願いしてあります。 ⑦災害に備え、ホーム内で年2回の避難訓練を行います。
余暇・自治会活動	①松山福祉園の自治会活動（勇気の会）に参加できます。 ②創作活動及びクラブ活動・旅行等をご希望に応じて参加できます。

＜サービスの概要＞

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

7. サービス利用料金

お支払いいただく利用料はつぎのとおりです。

（1）訓練等給付費サービス内容の料金

別紙のとおり

（2）訓練等給付費対象外サービスの料金

訓練等給付費等の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

以下については、料金（実費等）をいただきます。

①【各ホーム共通】

項 目	料 金			
食事（一食あたり） *松山福祉園配食サービス利用の場合	朝食 296円	昼食 430円	夕食 430円	夕食 (ご飯付) 410円
*ヨシケイ利用の場合	183円	415円	415円	
上記以外の食事料金 松山福祉園配食サービス班が提供する 場合以外の米、味噌、醤油等の料金や特別な 食事	実 費			
嗜好品・贅沢品	実 費			
医療機関の受診	実 費			
特別な病院受診等に 係る諸経費	参加費	実 費		

(各種付き添い費を含む)	交通費	
	付添費 30分	(時間内) 600円
		(時間外) 700円
余暇活動 (創作活動・クラブ活動・旅行等)	実 費	
故意破損弁償代	実 費 各種保険加入者は保険補償範囲を超えた場合	
コピー費用	一枚	10円
各種証明書の発行 (在園証明書等)	一部	100円
日常生活上必要となる諸費用 (日用品・予防接種等)	実 費	
家財に係る火災・地震保険料	実 費	
退去に伴う清掃料等	実 費	

- ② 各ホーム家賃・共益費・光熱水費・日用品費・敷金 *運営規程第8条関係

あなたのホーム

【つぼみホーム】

項 目	料 金
つぼみホームの家賃 *毎月1日に住んでいる人 (入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合返金いたしません。	35,333円/月 (家賃) <u>△10,000円/月</u> (家賃補助) 25,333円/月 (支払金額)
つぼみホームの建物賃貸契約書に定める共益費 (町内会費含む) *毎月1日に住んでいる人 (入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合返金いたしません。	1,726円
つぼみホームの光熱水費	16,000円 *3か月毎に実費精算する。
つぼみホーム共有部分で使用する日用品費	1,100円 *3か月毎に実費精算する。

【きぼうホーム】

項 目	料 金
きぼうホームの家賃 *毎月1日に住んでいる人 (入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合返金いたしません。	18,800円/月 (家賃) <u>△10,000円/月</u> (家賃補助) 8,800円/月 (支払金額) *家賃補助は対象者のみ
きぼうホームの建物賃貸契約書に定める共益費 (町内会費含まない) *毎月1日に住んでいる人 (入院中含) に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合返金いたしません。	1,000円 (町内会費は実費)

きぼうホームの光熱水費	9,000円 * 3か月毎に実費精算する。
きぼうホーム共有部分で使用する日用品費	700円 * 3か月毎に実費精算する。

【まりもホーム】

項 目	料 金
まりもホームの家賃 * 毎月1日に住んでいる人（入院中含） に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	15,666円/月（家賃） <u>△10,000円/月</u> （家賃補助） 5,666円/月（支払金額） * 家賃補助は対象者のみ
まりもホームの共益費（CATV利用料） * 毎月1日に住んでいる人（入院中含） に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	504円
まりもホームの光熱水費	9,000円 * 3か月毎に実費精算する。
まりもホーム共有部分で使用する日用品費	900円 * 3か月毎に実費精算する。

【みかんホーム】

項 目	料 金
みかんホームの家賃 * 毎月1日に住んでいる人（入院中含） に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	24,000円/月（家賃） <u>△10,000円/月</u> （家賃補助） 14,000円/月（支払金額） * 家賃補助は対象者のみ
みかんホームの建物賃貸契約書に定める共益費（町内会費含まない） * 毎月1日に住んでいる人（入院中含） に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	2,500円 （町内会費は実費）
みかんホームの光熱水費	16,000円 * 3か月毎に実費精算する。
みかんホーム共有部分で使用する日用品費	1,000円 * 3か月毎に実費精算する。
みかんホーム敷金・礼金	72,000円（敷金）・23,922円（礼金）

【すばるホーム】

項 目	料 金
すばるホームの家賃 * 毎月1日に住んでいる人（入院中含） に払ってもらいます。月の途中で引っ越しした場合は返金いたしません。	33,333円/月（家賃） <u>△10,000円/月</u> （家賃補助） 23,333円/月（支払金額） * 家賃補助は対象者のみ

すばるホームの建物賃貸契約書に定める 共 益費（町内会費含む） *毎月1日に住んでいる人（入院中含） に払ってもらいます。月の途中で引っ越しし た場合は返金いたしません。	4,000円
すばるホームの光熱水費 *3か月毎に実費精算する。	19,000円
すばるホーム共有部分で使用する日用品費 *3か月毎に実費精算する。	1,000円
すばるホーム敷金・礼金	100,000円（敷金）・40,230円（礼金）

【れもんホーム】

項 目	料 金
れもんホームの家賃 *毎月1日に住んでいる人（入院中含） に払ってもらいます。月の途中で引っ越しし た場合は返金いたしません。	25,000円／月（家賃） △10,000円／月（家賃補助） 15,000円／月（支払金額） *家賃補助は対象者のみ
れもんホームの建物賃貸契約書に定める 共 益費（町内会費・警報器費含む） *毎月1日に住んでいる人（入院中含） に払ってもらいます。月の途中で引っ越しし た場合は返金いたしません。	2,650円
れもんホームの光熱水費 *3か月毎に実費精算する。	18,000円
れもんホーム共有部分で使用する日用品費 *3か月毎に実費精算する。	1,000円
れもんホーム敷金・礼金	50,000円（敷金）・29,500円（礼金）

- ※1. 食事をキャンセルする場合は、3日前迄に事業所へご連絡下さい。
お申し出のない場合、当日の夕食代（410円：夕食に炒飯や炊き込みご飯が出る場合は430円）
と翌日の朝食代（296円）をいただく場合があります。
- ※2. 訓練等給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更
します。
- ※3. 特別な病院受診等に係る諸費用の付添費の単価につきましては、利用者1名につき引率者1名で
引率を行った場合の費用となります。従って、参加利用者及び引率者が複数の場合は、所要時間
に引率人数を掛けたものを参加利用者数で割ったものが、一人当たりの費用となります。
- ※4. 特別な病院受診等に係る諸費用の付添費における（時間内）とは、8：30～17：30までと
なります。それ以外の時間につきましては、（時間外）の費用が適応されます。
- ※5. 各ホームの退去にあたっては、部屋の清掃費用や修繕費用等、実費分を徴収させていただきます。
- ※6. その他、社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

ます。

※ 7. 各ホームの建物・付属設備等の修繕・保守点検等の負担については、別紙のとおり、各自で修繕等のご負担をいただきます。

※ 8. 家賃・光熱水費・共益費・食材利用費・日用品費については、その月の利用日数にかかわらず定額の請求とさせていただきます。

(3) 利用者負担の軽減について

〔利用者負担に関する月額上限〕

1カ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1カ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	
低所得 2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	
一般 1	市町村民税課税世帯（20歳未満）	9,300円
一般 2	市町村民税課税世帯	37,200円

ません。

〔グループホームの家賃助成について〕

グループホーム（重度障害者包括支援の一環として提供される場合を含む。）の利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者一人当たり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

※ 補足給付額 家賃が1万円未満の場合＝実費

家賃が1万円以上の場合＝1万円

〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払いの方法によります）。

(4) 利用料金・費用のお支払い方法

前記《サービス利用料金》（1）（2）の料金・費用は、1カ月ごとに計算しご請求します。利用者負担金は、当月末日精算の翌々月10日払いです。（金融機関が休みの場合は翌営業日）

支払方法

- ・ご指定の口座からの自動引き落としでお願い致します。
- ・現金又は振込での支払いを希望される場合はお申し出下さい。
- ・領収書を希望される場合は発行致しますのでお申し出下さい。

＜支払い方法＞

- ・ご指定金融機関の口座から自動引落としでお願いします。
- ・事業所指定の金融機関の口座に振込んでいただく場合

- 伊予銀行 堀江支店 普通預金 1106734
社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 山崎 隆
- 愛媛銀行 本店営業部 普通預金 0907339
社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 山崎 隆

8. 利用に際しての留意事項

来訪・面会	原則として、就寝から起床までの時間以外、日中については事務所又は支援員・指導員に、夜間については夜勤者にご連絡下さい。尚、ご家族以外の方については、利用者ご本人との関係をお尋ねする場合があります。
外出・外泊	支援に支障がなければいつでもできます。支援員・指導員、又は事務所等にご連絡下さい。
嘱託医師以外の医療機関への受診	より専門科への受診が必要と判断された場合は、受診が継続的になる場合や遠方への受診等は、ご家族に協力いただく場合があります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
飲 酒	成人の方は希望によりできます。ただし、過飲等で他の利用者に迷惑となる場合や健康上の理由で制限させていただく場合があります。
喫 煙	成人の方は希望によりできます。ただし、所定の場所での喫煙と、健康上の理由により制限させていただく場合があります。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者ご本人の信仰等は自由ですが、他の利用者に対して政治・営利を含めた活動等ご遠慮下さい。
貴重品管理	利用者ご本人の責任において管理していただきます。金銭管理等につきましては、自己管理ができない方は預り金管理サービスをご利用いただきます。
動物の飼育	動物の飼育は他の利用者の迷惑になる恐れがあります。事前にご相談下さい。また、マンション等の契約により禁止場合があります。
危険物等	危険物の持ち込みは禁止いたします。

9. 協力医療機関等

- 協力医療機関

医療機関名	科 名	所 在 地	電話番号
堀江病院	精神科・内科	松山市福角町甲1582	089-978-0783
矢野内科	内 科	松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522
山本整形外科	整 形 外 科	松山市内宮町533-4	089-979-5151
まこと歯科クリニック	歯 科	松山市福角町 538-10	089-978-7677
山中医科・消化器内科	内 科	松山市内宮町558-1	089-978-7611

- 受診医療機関

医療機関名	科 名	所 在 地	電話番号
-------	-----	-------	------

愛媛大学部附属病院	ぜん 全	か 科	とうおん し しつ が わ 東温市志津川	089-964-5111
愛媛県立中央病院	ぜん 全	か 科	まつやまし かす が ちやう 松山市春日町83	089-947-1111
松山赤十字病院	ぜん 全	か 科	まつやまし ふん きやう ちやう 松山市文京町1	089-924-1111
みなみ まつ やま びやう いん 南松山病院	ぜん 全	か 科	まつやまし あ そ だ 松山市朝生田1-3-10	089-941-8255
え ひめ せい きやう びやう いん 愛媛生協病院	ぜん 全	か 科	まつやまし き し ま ち 松山市来住町1091-1	089-976-7001
おか も と げ か 岡 本 外 科	げ か いちやう か 外科・胃腸科		まつやまし た か ぎ ちやう 松山市高木町255-1	089-978-2282
そ が め ひ ふ か 十 亀 皮 膚 科	ひ ふ か 皮 膚 科		まつやまし どう ご ちやう 松山市道後町1-6-30	089-943-5067
丸山耳鼻咽喉科・皮膚科	じ び か ひ ふ か 耳鼻科・皮膚科		まつやまし うち み や ま ちやう 松山市内宮町543-1	089-960-4111
さ な だ 眼 か 科 眼 科	かん 眼 科		まつやまし ひ が し な が と 松山市東長戸1-8-6	089-926-3377
さ か い さ ん ふ じ ん か 酒井産婦人科	さん か ふ じ ん か 産科・婦人科		まつやまし うち み や ちやう 松山市内宮町512-9	089-978-3888
光洋 歯 デンタルクリニック	し か 歯 科		まつやまし お が お こ う 松山市小川甲200-1	089-994-3777
愛媛県口腔保健センター	し か 歯 科		まつやまし や な い ま ち 松山市柳井町2-6-2	089-932-5047
にのみや きやう せい し か 二宮 矯正 歯科	きやう せい し か 矯正 歯科		まつやまし ふ ね ま ち 松山市千舟町7-10-1	089-921-3111
はらじゅん かん き か な い か 原循環器科・内科	じゅん かん き か な い か 循環器科・内科		まつやまし い わ い た に 松山市 祝 谷2-12-32	089-917-7755
かわたに せい けい げ か 川谷 整形 外科	せい けい げ か 整形 外科		まつやまし つ ね た け こ う 松山市常竹甲379-1	089-997-7800
うめおか しん けい くり に ック	てん かん がいらい 外来		まつやまし に ぼ ん ちやう 松山市二番 町 3-8-21	089-913-0133
まつやま きねん びやう いん 松山 記念 病院	せい しん か 精 神 科		まつやまし み さ わ 松山市美沢1-10-38	089-925-3211
なごみほす びたる 和ホスピタル	せい しん か 精 神 科		まつやまし や な き は ち 松山市柳原739	089-992-0700
こころのクリニックたちばな	し り ょ う な い か せい しん か 心療内科・精神科		まつやまし の の め ちやう 松山市東雲 町 2-2	089-933-7700
わたなべ ひ に ょ う き か な い か 渡部 泌尿器科 内科	ひ に ょ う き か な い か 泌 尿器科・内科		まつやまし や ま こ え ま ち 松山市山越町445-1	089-922-7088

10. 要望・苦情等申立先並びに虐待防止に関する相談窓口及び身体拘束について

(1) 要望・苦情申立先

事業所は提供した共同生活援助に関する利用者及びその家族からのご要望・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

①事業所内の受付窓口

たん とう めい 担 当 名	し ょ く め い ・ や く し ょ く め い 職 名 ・ 役 職 名	し めい 氏 名	じ ゅ う し ょ 住 所	でん わ ぼ ん こ う 電話番号
うけつけ たん とう し や 受付担当者	まつやま ふ く し えん か か り ちやう 松山福祉園 係 長	いまじゅく ま り え 今 宿 麻 利 恵	まつやまし ご ん げ ん ちやう こ う 松山市権現 町 甲141	089-979-4566
だいさん し や い い ん 第三者委員	ふ く ず み か い か ん じ 福 角 会 監 事	かわ な か く に か ず 川 中 国 和	まつやまし ぼ う じやう つ じ 松山市北 条 辻637-11	089-993-3104
	ふ く ず み か い ひ ょ う ぎ い ん せん に ん かい に ん い ん 福角会評議員選任・解任委員	よろ ず き し お 萬 喜 志 男	まつやまし ふ く ず み ちやう こ う 松山市福角 町 甲633-1	089-979-0805
かい げ つ せ き に ん し や 解決責任者	まつやま ふ く し えん え ん ちやう 松山福祉園 園 長	にし や ま ゆ う い ち 西 山 裕 一	まつやまし ご ん げ ん ちやう こ う 松山市権現 町 甲141	089-979-4566

②行政等の受付機関

き 機	かん 関	めい 名	じ ゅ う し ょ 住 所	でん わ ぼ ん こ う 電話番号
え ひ め け ん 愛 媛 県		ほ け ん ふ く し ぶ し ょ う が い ふ く し か 保健福祉部 障害福祉課	まつやまし い ち ぼ ん ちやう 松山市一 番 町 4-4-2	089-941-2111
ま つ や ま し 市		ふ く し す い し ん ぶ ぶ ぶ 福祉推進部 障がい福祉課	まつやまし に ぼ ん ちやう 松山市二 番 町 4-7-2	089-948-6719
ま つ や ま し 市		ふ く し す い し ん ぶ し ょ う かん さ か 福祉推進部 指導監査課	まつやまし に ぼ ん ちやう 松山市二 番 町 4-7-2	089-948-6079
え ひ め け ん し や か い ふ く し き ょ う ぎ か い 愛媛県社会福祉協議会		う ん え い て き せ い か い い ん か い 運 営 適 正 化 委 員 会	まつやまし ち だ ま ち 松山市持田 町 3-8-15	089-998-3477

(2) 虐待防止に関する窓口

事業所は共同生活援助の提供にあたり、従業者間相互において利用者に対して虐待、拘束等について防止します。また、事業所は利用者の権利・人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制を整えるとともに、虐待防止委員会を設置し従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

① 事業所内の受付窓口

担当名	氏名	住所	電話番号
虐待防止責任者	佐藤 悠大	松山市権現町 甲141	089-979-4566

② 行政等の受付機関

愛媛県障がい者権利擁護センター (愛媛県障がい福祉課内)	松山市一番町 4-4-2	089-933-1577
松山市障がい者虐待防止センター (松山市障がい福祉課内)	松山市二番町 4-7-2	089-948-6849
松山市福祉推進部指導監査課	松山市二番町 4-7-2	089-948-6079

(3) 緊急やむを得ない身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等の利用者本人または他の利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、下記の項目すべてに該当していると判断した場合、緊急やむを得ず必要最小限の範囲内で身体拘束を行う場合があります。その場合、利用者・家族に対して説明し同意を得たうえで実施します。また、身体拘束等の対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する支援方法がない場合
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

身体拘束を行った場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束その他の行動制限を早期解除することを目標に検討委員会を随時開催することをお約束します。なお、身体拘束等の適正化のための指針については、「社会福祉法人福角会人権侵害防止に関する規程」に記載の通りです。

1.1. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

担当名	氏名	住所	電話番号
個人情報保護管理者	西山 裕一	松山市権現町 甲141	089-979-4566

(1) 従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報（利用者または家族の秘密など）について在職中のみならず退職後においても他にもらしません。

(2) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡

調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報情報使用同意書に基づき対応致します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

*閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

(3) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報同意書」による）に基づき情報提供を致します。

1.2. カスタマーハラスメントへの対応について

当事業所では、利用者およびご家族等からの暴言・暴力・威圧的言動・不当な要求等の「カスタマーハラスメント」に対しては、職員の安全確保と適正なサービス提供のために、状況に応じて対応・是正のお願いをさせていただく場合がございます。

改善が見られない場合には、やむを得ずサービスの一時停止・契約解除を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1.3. 衛生管理等、感染症対策について

感染症及び食中毒の予防又はまん延防止の対策のため、以下の措置を講じます。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催して、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。

1.4. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定して以下の措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

「重度化した場合における対応に関する指針」

1. 急性期における医師や医療機関との連携体制

(1) きずなホームズの入居者に、体調の急変などが発生した場合には、協力医療機関（堀江病院・矢野内科・山本整形外科・まこと歯科クリニック）の対応により、速やかに適切な処置を行います。

(2) 入居者が体調の急変などにより、入院を伴う医療処置を行うことが必要とされる

状態になった時は速やかにご家族に連絡し、ご意向を伺ったうえ、協力医療機関等の
医師により可能と判断された場合において、きずなホームズに居住した状態で協力
医療機関等の医師、または看護師により、医療処置を行います。

ただし、協力医療機関等の医師によりきずなホームズに居住した状態での看護、
介護が困難と判断された場合、または、入居者・代理人が医療機関への入院を希望する
場合は、入院設備のある協力医療機関や受診医療機関または、入居者・代理人の希望
する医療機関や救急搬送での医療機関への入院を調整します。

2. 入院期間中におけるグループホームの居住費及び食費等の取扱い

入院期間中の食費は欠食とし、提供分の請求といたします。ただし、家賃・共益費・光
熱水費は定額での請求といたします。

私は本書面に基づいて、これから利用する指定共同生活援助事業の重要な事項について、説
明を行いました。

きずなホームズ

職名 _____ 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定共同生活援助事業に関するサ
ービスの提供及び利用の開始に同意しました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

立会人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係 (_____)

(1) 介護給付費サービス内容の料金

①訓練等給付費対象サービス利用料金

A ご利用者の障害支援区分	区分1以下	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
B 報酬単価（単位：1 単位 10 円）	171 単位	188 単位	297 単位	372 単位	456 単位	600 単位
C サービス利用料金（日額）	1,710 円	1,880 円	2,970 円	3,720 円	4,560 円	6,000 円
D うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1,539 円	1,692 円	2,673 円	3,348 円	4,104 円	5,400 円
E サービス利用に係る自己負担額（C－D）	171 円	188 円	297 円	372 円	456 円	600 円

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業所が訓練等給付費の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業所にお支払いいただきます。（応能負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

②特別な支援に伴う利用料金

前項の基本的なサービス利用料金以外に、次の特別な支援を行う場合は、ご利用されるサービスごとに利用者負担金が必要になります。

【人員配置体制加算（Ⅰ）】

1. サービス利用料金（単位）／日	区分3以下	区分4以上
	770 円（77 単位）	830 円（83 単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	693 円	747 円
3. 自己負担額（1－2）	77 円	83 円

【夜間支援等体制加算（Ⅲ）】常時の連絡体制・防災体制を確保している場合

1. サービス利用料金（単位）／日	100 円（10 単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	90 円
3. 自己負担額（1－2）	10 円

【福祉専門職員配置等加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)
	100 円 (10 単位)	70 円 (7 単位)	40 円 (4 単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	90 円	63 円	36 円
3. 自己負担額（1－2）	10 円	7 円	4 円

【日中支援加算Ⅰ】

1. サービス利用料金（単位）／日	支援対象者1人の場合	支援対象者2人以上の場合
	5,390 円（539 単位）	2,700 円（270 単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	4851 円	2,430 円
3. 自己負担額（1－2）	539 円	270 円

【日中支援加算Ⅱ】

ご利用者の障害支援区分	区分3以下	区分4以上
-------------	-------	-------

1. サービス利用料金（単位）／日	支援対象者 1 人	支援対象者 2 人以上	支援対象者 1 人	支援対象者 2 人以上
	2,700 円(270 単位)	1,350 円(135 単位)	5,390 円(539 単位)	2,700 円(270 単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	2,340 円	1,215 円	4,851 円	2,340 円
3. 自己負担額（1－2）	26 円	135 円	539 円	26 円

【入院時支援特別加算】（月 1 回を限度）

ご利用者の障害支援区分	入院期間が 3 日以上 7 日未満	入院期間が 7 日以上
1. サービス利用料金（単位）／月	5,610 円（561 単位）	11,220 円(1,122 単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	5,049 円	10,098 円
3. 自己負担額（1－2）	561 円	1,122 円

【長期入院時支援特別加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	1,220 円（122 単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1,098 円
3. 自己負担額（1－2）	122 円

【帰宅時支援加算】（月 1 回を限度）

ご利用者の障害支援区分	外泊期間が 3 日以上 7 日未満	外泊期間が 7 日以上
1. サービス利用料金（単位）／月	1,870 円（187 単位）	3,740 円（374 単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1,683 円	3,366 円
3. 自己負担額（1－2）	187 円	374 円

【長期帰宅時支援加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	400 円（40 単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	360 円
3. 自己負担額（1－2）	40 円

【通勤者生活支援加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	180 円（18 単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	162 円
3. 自己負担額（1－2）	18 円

【医療連携体制加算Ⅶ】

1. サービス利用料金（単位）／日	390 円（39 単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	351 円
3. 自己負担額（1－2）	39 円

【自立生活支援加算（1）】

1. サービス利用料金（単位）1 回／月	10000 円（1000 単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	9000 円
3. 自己負担額（1－2）	1000 円

【自立生活支援加算（2）】

1. サービス利用料金（単位）／1 回	5000 円（500 単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	4500 円
3. 自己負担額（1－2）	500 円

【福祉介護職員処遇改善加算】 令和 8 年 5 月 31 日まで

福祉介護職員処遇改善加算【Ⅰ】サービス利用料金（単位）／ 月	1 月+所定単位×147/1000
【福祉介護職員処遇改善加算】 令和 8 年 6 月 1 日以降	
福祉介護職員処遇改善加算【Ⅰ】サービス利用料金（単位）／ 月	1 月+所定単位×169/1000

※1 か月の基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計にかける（四捨五入）

※給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。